# 「山形県身体障がい者保養所東紅苑」の指定管理者の指定について

さきに公募を行った「山形県身体障がい者保養所東紅苑」の指定管理者について、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

1 施設名 山形県身体障がい者保養所東紅苑

**2 募集期間** 令和7年6月10日から令和7年7月15日まで

**3 申請団体数** 1団体

### 4 指定管理者として指定した団体

団体名: 社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会

住 所: 山形市大字大森 385 番地

# 5 審査の方法

選定基準に基づき、山形県健康福祉部指定管理者審査委員会(弁護士、公認会計士、大学教授等の外部有識者を含む計5名で構成)において、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

#### (1) 審査の手順

- 申請団体の資格要件への適合の確認
- 事務局からの申請概要等の説明
- 各申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- 申請団体に対する質疑、応答
- 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- 評点結果を参考に総合的な審議・評価

#### (2) 評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、施設の平等利用は確保されるか、事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができるか、事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有しているかなど、幅広い見地から総合的に審議・評価した。

# 6 選定基準

選定基準審査項目	審査のポイント	配点
1 基本事項 (1) 施設の設置 ○県	が示す管理運営方針と申請者が提案し	満たし
目的と管理運	方針は合致するか。	ていな
営の基本方針 ○申	請者の経営モラルが適切か。	ければ
(2) 収支計画の 〇申	請者が提示した指定管理料は、県が示し	失格
適確性及び実 た	上限額以内となっているか。	
現の可能性 〇収	支計画と事業計画との整合が図られて	
V	るか。	
〇収	支計画は実現可能なものか。	
	務遂行のための適切な積算となってい	
3	カ~。	
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	指定管理者が申請者の場合は、現事業計	
画	の履行状況から、次期事業計画は実現可	
能	カゝ。	
(3) 施設の維持 〇当	該施設を適切かつ安定的に管理運営す	
管理の適確しる	能力があるか。	
性	が求める維持管理の基準に合致してい	
る	か。	
(4) 労働関係法 ○労	働関係法令を遵守しているか。	
令の遵守 ○最	低賃金を遵守しているか。	
2 施設の平 (1) 平等利用を ○生	活弱者等の利用のしやすさへも配慮し	5
等利用の 図るための具 て	おり、事業内容に偏りがないか。	点
確保 体的手法と期 〇正	当な理由なく利用を拒んだり、差別的取	
待される効果 扱	いはないか。	
3 事業計画 (1) 管理経費に ○効	率的な維持管理を図ることなどにより、	10
書の内容 おける経済性 提	案額は県が示す上限額と比べ削減が図	点
が施設の	れているか。	
設置目的		
を効果的		
かつ効率		
的に達成		
すること		
ができる		
こと		

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
3 書が設をか的すがこ 調客の的的率成とる	(2) 施設のサー ビス向上を図 るための具体 的手法	<ul> <li>○施設利用の受付及び承認(取消を含む。)</li> <li>並びに施設利用についての説明・案内を適切に行うことのできる体制となっているか。</li> <li>○利用者に対し施設・設備を適切に提供できる体制となっているか。</li> <li>○温泉を有効に活用し、安全で清潔な温泉施設の提供を適切に行うことができる体制となっているか。</li> <li>○施設利用者に対する食事の提供を適切に行うことができる体制となっているか。</li> <li>○自主事業(新規事業等)の実施にあたっては、県立施設としての役割を十分に踏まえた事業を積極的に行い、利用者サービスの向上が図られているか。</li> <li>○利用者サービス向上のための取り組みが適切か。</li> </ul>	30 点
	(3) 施設の維持 管理の内容の 妥当性	<ul> <li>○準備業務(業務引継ぎ)に関する内容及びスケジュール等が適切か。</li> <li>○県が求めている管理の基準に合致しており、利用料金及び利用時間の設定が適切か。</li> <li>○施設・設備等の維持管理について、関係法令に則り適切に計画されているか。また、維持管理の効率化について適切な取組内容となっているか。</li> <li>○施設の安全管理、利用者の安全管理への取組み(防犯・防災・事故防止・感染症防止等の対策)は十分か。</li> <li>○衛生の確保が適切であること。</li> </ul>	7 点
	(4) 利用者の増 加を図るため の具体的手法	○積極的な各種団体等への利用促進活動や 広報活動など、利用者の増加を図るための 取組内容は適切か。	6 点
	(5) 地域との連 携	<ul><li>○地域との連携内容が適切か。</li><li>○施設機能の地域に対する提供内容は適切か。</li></ul>	5 点

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
4 事業計画	(1) 安定的な運	○適正な管理運営を行うための適切な人員	9
書に沿っ	営が可能とな	配置であること。	点
て施設の	る人的能力	○職員に宿泊施設、社会福祉事業での勤務経	
管理を適		験者が含まれており、職員の採用等の確保	
正かつ確		方策が適切か。	
実に行う		ア 宿泊施設での勤務経験者の状況	
能力を有		イ 社会福祉事業での勤務経験者の	
すること		状況	
		ウ 各種有資格者の配置の状況	
		○指定管理者に求められる業務を適切に実	
		践できる所長を配置しているか。	
		○組織体制、勤務体制及び管理・責任体制が	
		適切か。	
		○職員に対する研修内容が適切であり、実行	
		する体制が整っているか。	
		○外部委託の実施計画は妥当か。	
		○過去に本県の公の施設の指定管理者とし	
		て重大な協定違反等をした事実はないか。	
		あった場合は適正な措置がとられている	
		か。	
	(2) 安定的な運	○指定管理者指定申請にあたり、法人等の意	9
	営が可能とな	思決定が適切に行われているか。	点
	る経営的基盤	○財務状況等、申請者の経営基盤が安定して	
	3 /11 /1 / Julius	いるか。	
		○金融機関等の支援・協力体制が十分か。	
5 その他	(1) 利用者要望	○利用者等からの苦情等の把握及びそれら	5
	への対応	を解決するための措置は適切か。	点
	(2) 緊急時の対	○身体障がい者等に対応した防災・防犯対策	4
	応	が適切に講じられているか。	点
		○事故が発生した場合の対応方法、損害賠償	
		保険への加入及び再発防止対策等が適切	
		カ・。	
	(3) 情報公開、	- ○     ○情報公開、個人情報保護及び公益通報者の	4
	個人情報保護	保護に関する取組みについて、関係法令を	点
	及び公益通報	遵守し、適切に計画されているか。	11/2
	者保護の取組		
	(4) 地域経済へ	○地元企業への参画・活用や地域経済への貢	3
	(4) 地域経済**   の貢献	○地元正来、の参画・石田や地域経済、の頁   献を考慮しているか。	。 点
	(5) 県の施策へ の <b>お</b> も	○県が認める各種施策(別表)に対し、協力     トアいるか	3 点
	の協力	しているか。	
☆ 其木東頂!	計	     いかけれげ「生枚」とかる	100 点

<sup>※</sup> 基本事項について、満たしていなければ「失格」となる。

## (別表) 県の施策への協力で評価する各種施策

- ①エコアクション21取得
- ②障がい者雇用
- ③子育て支援
- ④やまがたスマイル企業認定制度
- ⑤建設雇用改善優良事業所表彰
- ⑥地域貢献活動(災害活動、マイロード等)
- ⑦新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ
- ⑧女性の活躍推進
- ⑨協力雇用主としての活動
- ⑩新分野進出等経営革新への取組み(再生可能エネルギー分野への進 出を含む)
- ⑪当該施設におけるキャッシュレス決済への対応
- ⑫その他必要と認める施策

#### 7 選定理由

山形県健康福祉部指定管理者審査委員会における審査結果は次表のとおりであり、この審査結果を踏まえ、「社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会」を指定管理者の候補者として選定した。

区分(選定基準)	点数(社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会)
1	基本事項の選定基準を全て満たしている。
2	4. 20
3	43.36
4	15.48
5	14.72
合 計	77.8

提案額が県の提示した上限額とほぼ同額になったことについては評価が低いが、財務状況等、経営基盤が安定していること、物価高騰の中、サービスの維持が課題であるが現状としてよく工夫して運営していることなどが評価された。

- (注1) 点数は、各審査員の平均値である。
- (注2) 点数は、小数第2位を四捨五入したものである。そのため、合計欄の数値が、選定 基準1~5までの集計値と一致しない場合がある。
- 8 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 9 指定令和7年9月県議会の議決を経て、令和7年10月17日に指定管理者として<br/>指定した。